

(別紙)「宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

\*パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	特定の部分に関する事	2	図	第1章 計画の策定に当たって (2)計画策定の背景 ア 2025年問題、2040年問題 図	推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」	推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年12月22日の公表資料を受け修正。
2	特定の部分に関する事	2	22	第1章 計画の策定に当たって (2)計画策定の背景 ア 2025年問題、2040年問題 図	資料:平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」、令和2年国勢調査、政府統計の総合窓口「人口等基本集計」、令和5年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)詳細結果表」	資料:…2020年:国勢調査 2025年、2040年:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年12月22日の公表資料を受け修正。
3	特定の部分に関する事	2	12	第1章 計画の策定に当たって (2)計画策定の背景 ア 2025年問題、2040年問題	明石市や加古川市など人口規模の近い自治体では減少に転じているのに対し、	明石市や加古川市など人口規模の近い自治体では横ばいになっているのに対し、	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
4	特定の部分に関する事	11	図	第1章 計画の策定に当たって (2)人口の推移 2 計画の位置づけと期間 ウ 高齢化率の比較 図 高齢化率の推移	-	(推計値を更新)	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年12月22日の公表資料を受け修正。
5	特定の部分に関する事	11	図	第2章 高齢者を取り巻く状況 (2)人口の推移 2 計画の位置づけと期間 ウ 高齢化率の比較 図 高齢者に占める後期高齢者の割合の推移	-	(推計値を更新)	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年12月22日の公表資料を受け修正。
6	特定の部分に関する事	11	13	第2章 高齢者を取り巻く状況 (2)人口の推移 ウ 高齢化率の比較 資料	兵庫県、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」	兵庫県、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年12月22日の公表資料を受け修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由																																																																																																																																																																																
7	特定の部分に関すること	17～21	表	第2章 高齢者を取り巻く状況 2 要支援・要介護認定者数 (1)要支援・要介護認定者数の推移 ア 要支援・要介護認定者数の推移 イ 要支援・要介護認定者の内訳の推移 ウ 近隣他市との調整済み要支援・要介護認定率比較 (2)要支援・要介護認定者の推計 ア 要支援・要介護認定者数の推計 (3)要支援・要介護認定者の内訳の推計	-	(時点の修正)	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	厚生労働省 介護保険事業状況報告(令和5年9月月報)の公開を受け修正。																																																																																																																																																																																
8	特定の部分に関すること	17	図	第2章 高齢者を取り巻く状況 2 要支援・要介護認定者数 (1)要支援・要介護認定者数の推移 ア 要支援・要介護認定者数の推移 図表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">第7期</th> <th colspan="5">第8期</th> </tr> <tr> <th>平成30年 (2018年)</th> <th>令和元年 (2019年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和3年 (2021年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>平成30年 (2018年)</th> <th>令和元年 (2019年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和3年 (2021年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者数</td> <td>63,524</td> <td>64,191</td> <td>64,802</td> <td>65,234</td> <td>65,442</td> <td>65,623</td> <td>63,524</td> <td>64,191</td> <td>64,802</td> <td>65,234</td> <td>65,442</td> <td>65,623</td> </tr> <tr> <td>要支援・要介護認定者数</td> <td>12,907</td> <td>13,299</td> <td>13,500</td> <td>13,721</td> <td>13,960</td> <td>14,364</td> <td>12,907</td> <td>13,299</td> <td>13,500</td> <td>13,721</td> <td>13,960</td> <td>14,364</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>12,689</td> <td>13,073</td> <td>13,269</td> <td>13,480</td> <td>13,715</td> <td>14,133</td> <td>12,689</td> <td>13,073</td> <td>13,269</td> <td>13,480</td> <td>13,715</td> <td>14,133</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>218</td> <td>226</td> <td>231</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>231</td> <td>218</td> <td>226</td> <td>231</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>認定率</td> <td>20.3%</td> <td>20.7%</td> <td>20.8%</td> <td>21.0%</td> <td>21.3%</td> <td>21.9%</td> <td>20.0%</td> <td>20.4%</td> <td>20.5%</td> <td>20.7%</td> <td>21.0%</td> <td>21.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第7期					第8期					平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	第1号被保険者数	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	要支援・要介護認定者数	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	第1号被保険者	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	第2号被保険者	218	226	231	241	245	231	218	226	231	241	245	231	認定率	20.3%	20.7%	20.8%	21.0%	21.3%	21.9%	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">第7期</th> <th colspan="5">第8期</th> </tr> <tr> <th>平成30年 (2018年)</th> <th>令和元年 (2019年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和3年 (2021年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>平成30年 (2018年)</th> <th>令和元年 (2019年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和3年 (2021年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者数</td> <td>63,524</td> <td>64,191</td> <td>64,802</td> <td>65,234</td> <td>65,442</td> <td>65,623</td> <td>63,524</td> <td>64,191</td> <td>64,802</td> <td>65,234</td> <td>65,442</td> <td>65,623</td> </tr> <tr> <td>要支援・要介護認定者数</td> <td>12,907</td> <td>13,299</td> <td>13,500</td> <td>13,721</td> <td>13,960</td> <td>14,364</td> <td>12,907</td> <td>13,299</td> <td>13,500</td> <td>13,721</td> <td>13,960</td> <td>14,364</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>12,689</td> <td>13,073</td> <td>13,269</td> <td>13,480</td> <td>13,715</td> <td>14,133</td> <td>12,689</td> <td>13,073</td> <td>13,269</td> <td>13,480</td> <td>13,715</td> <td>14,133</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>218</td> <td>226</td> <td>231</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>231</td> <td>218</td> <td>226</td> <td>231</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>認定率</td> <td>20.0%</td> <td>20.4%</td> <td>20.5%</td> <td>20.7%</td> <td>21.0%</td> <td>21.5%</td> <td>20.0%</td> <td>20.4%</td> <td>20.5%</td> <td>20.7%</td> <td>21.0%</td> <td>21.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第7期					第8期					平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	第1号被保険者数	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	要支援・要介護認定者数	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	第1号被保険者	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	第2号被保険者	218	226	231	241	245	231	218	226	231	241	245	231	認定率	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	認定率が第2号被保険者を含んだ数値となっていましたので、要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)を第1号被保険者数で除した数に修正。
区分	第7期						第8期																																																																																																																																																																																	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)																																																																																																																																																																												
第1号被保険者数	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623																																																																																																																																																																												
要支援・要介護認定者数	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364																																																																																																																																																																												
第1号被保険者	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133																																																																																																																																																																												
第2号被保険者	218	226	231	241	245	231	218	226	231	241	245	231																																																																																																																																																																												
認定率	20.3%	20.7%	20.8%	21.0%	21.3%	21.9%	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%																																																																																																																																																																												
区分	第7期					第8期																																																																																																																																																																																		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)																																																																																																																																																																												
第1号被保険者数	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623	63,524	64,191	64,802	65,234	65,442	65,623																																																																																																																																																																												
要支援・要介護認定者数	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364	12,907	13,299	13,500	13,721	13,960	14,364																																																																																																																																																																												
第1号被保険者	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133	12,689	13,073	13,269	13,480	13,715	14,133																																																																																																																																																																												
第2号被保険者	218	226	231	241	245	231	218	226	231	241	245	231																																																																																																																																																																												
認定率	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%	20.0%	20.4%	20.5%	20.7%	21.0%	21.5%																																																																																																																																																																												
9	特定の部分に関すること	17	図	第2章 高齢者を取り巻く状況 2 要支援・要介護認定者数 (1)要支援・要介護認定者数の推移 ア 要支援・要介護認定者数の推移 図表			1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	認定率が第2号被保険者を含んだ数値となっていましたので、要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)を第1号被保険者数で除した数に修正。																																																																																																																																																																																
10	特定の部分に関すること	22	図	第2章 高齢者を取り巻く状況 3 日常生活圏域ごとの状況 (1)日常生活圏域の設定 図	中山五月台 中山桜台	(中山五月台・中山桜台→中山台に統合)	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	地区単位の見直しを反映。																																																																																																																																																																																
11	特定の部分に関すること	22	図	第2章 高齢者を取り巻く状況 7つの日常生活圏域(地区・ブロック)の図の差替え			1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	校区の統廃合に伴う修正。																																																																																																																																																																																

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
12	特定の部分に関する事	24	2	第2章 高齢者を取り巻く状況 4 介護保険事業計画の運営状況 (1)介護サービス受給者の状況 ア 介護サービス種類別利用者の推移	これは地域密着型通所介護事業所が減少していることが原因と考えられます。	その原因の一つとして、地域密着型通所介護事業所が減少していることが考えられます。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
13	特定の部分に関する事	28	1	第2章 高齢者を取り巻く状況 4 介護保険事業計画の運営状況 (2)介護サービス等給付額の状況 ウ 第1号被保険者1人当たりのサービス給付月額(令和4年(2022年))	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	時点修正。
14	特定の部分に関する事	29	-	第2章 高齢者を取り巻く状況 5 高齢期の暮らしや介護の実態と意識 (1)調査の概要 表の下の※	-	※前回調査は令和2年(2020年)の調査結果です。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言追加。
15	特定の部分に関する事	41	5	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 (2)高齢者福祉計画の実施状況 2-(1) 在宅生活を支える多様な支援の充実 第2段落	高齢者のニーズの変化に合わせ緊急通報システムの仕様を一部変更する等の取組を行いました。また、認知症の人の家族を対象とした認知症高齢者等見守り機器貸与事業(令和4年度(2022年度)より徘徊高齢者等家族支援サービス事業から名称変更)の実施及び家族等からの支援が望めない認知症の人について高齢者の権利を養護するため市長申立による成年後見制度の利用支援を行いました。	高齢者のニーズの変化に合わせ緊急通報システムの利用方法を一部変更する等の取組を行いました。また、認知症の人の家族を対象とした認知症高齢者等見守り機器貸与事業の実施及び家族等からの支援が望めない認知症の人について高齢者の権利を養護するため市長申立による成年後見制度の利用支援を行いました。 ※令和4年度(2022年度)より徘徊高齢者等家族支援サービス事業から名称変更	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
16	特定の部分に関する事	43	1	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 (2)高齢者福祉計画の実施状況 2-(3)見守り・支え合いの促進 ア 地域の見守り体制の整備 第1段落	認知症の人や独居高齢者世帯の増加による社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題の顕在化など、地域社会の変化により既存の制度では対応できない生活支援ニーズが生じている中で、地域での支援活動を行う人材育成、地域での協力体制の構築、ネットワークづくりを通じ、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進しました。	近年、高齢化社会の進行に伴って、認知症の人や独居高齢者世帯の増加による社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題の顕在化など、既存の制度では対応できない生活支援ニーズが生じています。このような状況を受け、各地域において支援活動を行う人材育成協力体制の構築、ネットワークづくりを行い、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進しました。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
17	特定の部分に関すること	43	11	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 (2)高齢者福祉計画の実施状況 2-(3)見守り・支え合いの促進 ア 地域の見守り体制の整備 第3段落	自治会など地縁組織のない地域へのアプローチが難しいこと、地域活動者の担い手不足が顕著なことが課題です。また、地域における見守り・支え合いの体制整備は、全世代を巻き込んで行っていく必要があります。現状の活動者の多くが70代や80代の高齢者であることから、次世代の担い手となる人材の発掘や育成が急務ですが、集団より個が尊重される価値観の変化に応じて、母体となるような地縁組織も縮小しているため、これまでと同じ手法では地域人材の確保は困難です。	一方で、活動者の多くが70代や80代の高齢者であるため、支援体制を整備・存続させるには次世代の担い手となる人材の発掘や育成が急務となっています。しかし、世代交代を進める上では、異なる価値観を持った世代同士が協働することとなるため、従来の手法を当てはめるだけでは地域人材を確保することは困難です。特に自治会などの地縁組織がない地域では、地域活動を取りまとめる機能が弱く、生活支援コーディネーターなどからの働きかけが難しいこと、地域活動の担い手不足が顕著なことが課題です。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
18	特定の部分に関すること	43	18	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 2-(3) 見守り・支え合いの推進 イ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	平成27年度から、宝塚市社会福祉協議会(社協)への委託により、第1層(全市域)に2人の生活支援コーディネーター(生活支援CO)を専従で配置しています。第2層(7つの日常生活圏)への配置はありませんが、平成8年度から社協により各圏域に地区センターが整備され、コミュニティワーカー(CW)が配置されていることから、第2層生活支援COと同様の役割をCWが担っています。第1層の生活支援COが適宜、第2層にも関わり連携体制を取っています。社協内はもとより、他機関や地域住民と築いてきたネットワークを持つ強みを活かし、市内のつどい場等の情報一元化や見える化、見守り・支え合い活動者のエリアを超えた横のつながりづくり、住民コー	平成27年度から、宝塚市社会福祉協議会(社協)への委託により、第1層(全市域)に2人(平成27年度は1人)の生活支援コーディネーターを専従で配置しています。第2層(7つの日常生活圏)への配置はありませんが、平成8年度から社協により各圏域に地区センターが整備され、地区担当(コミュニティワーカー)が配置されていることから、第2層生活支援コーディネーターと同様の役割を地区担当が担っています。第1層の生活支援コーディネーターが適宜、第2層にも関わり連携体制を取っています。社協内はもとより、他機関や地域住民と築いてきたネットワークを持つ強みを活かし、市内のつどい場等の情報一元化や見える化、見守り・支え合い活動者のエリアを超えた横のつながりづくり、住民コー	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
19	特定の部分に関すること	43	18	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 2-(3) 見守り・支え合いの推進 イ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	平成27年度から、宝塚市社会福祉協議会(社協)への委託により、第1層(全市域)に2人の生活支援コーディネーター(生活支援CO)を専従で配置しています。第2層(7つの日常生活圏)への配置はありませんが、平成8年度から社協により各圏域に地区センターが整備され、コミュニティワーカー(CW)が配置されていることから、第2層生活支援COと同様の役割をCWが担っています。第1層の生活支援COが適宜、第2層にも関わり連携体制を取っています。社協内はもとより、他機関や地域住民と築いてきたネットワークを持つ強みを活かし、市内のつどい場等の情報一元化や見える化、見守り・支え合い活動者のエリアを超えた横のつながりづくり、住民コー	平成27年度から、宝塚市社会福祉協議会(社協)への委託により、第1層(全市域)に2人の生活支援コーディネーターを専従で配置しています。第2層(7つの日常生活圏)への配置はありませんが、平成8年度から社協により各圏域に地区センターが整備され、地区担当(コミュニティワーカー)が配置されていることから、第2層生活支援コーディネーターと同様の役割を地区担当が担っています。第1層の生活支援コーディネーターが適宜、第2層にも関わり連携体制を取っています。社協内はもとより、他機関や地域住民と築いてきたネットワークを持つ強みを活かし、市内のつどい場等の情報一元化や見える化、見守り・支え合い活動者のエリアを超えた横のつながりづくり、住民コー	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
20	特定の部分に関すること	46	15	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 3-(2) 介護サービスの基盤整備 第1段落	特に、住み慣れた地域での在宅生活継続の環境づくりを促進するため、重点的に小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を進めることを目標としました。	特に、住み慣れた地域での在宅生活継続の可能性を高める環境づくりを促進するため、重点的に小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を進めることを目標としました。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
21	特定の部分に関すること	48	7	第2章 高齢者を取り巻く状況 6 高齢者施策の実施状況 3-(3) 地域支援事業の充実 オ 任意事業	介護給付費通知については、介護サービス利用者や事業者に対して適切なサービス利用と提供を普及啓発する意義を持ちますが、費用対効果を見込みづらく、国の「介護給付適正化計画に関する指針」においても任意事業として位置づけられることから、実施について見直しが必要です。	介護給付費通知については、介護サービス利用者や事業者に対して適切なサービス利用と提供を普及啓発する意義を持ちますが、費用対効果を見込みづらく、令和6年度(2024年度)からは国の「介護給付適正化計画に関する指針」においても任意事業として位置づけられることから、実施について見直しが必要です。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
22	特定の部分に関する事	48	-	第2章 高齢者を取り巻く状況 3-(3) 地域支援事業の充実 ウ 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) エ 包括的支援事業(社会保障充実分)	ウ 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 2-(4)に同じ エ 包括的支援事業(社会保障充実分) 3-(1)に同じ	ウ 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 2-(4) 地域包括支援センターの機能強化 に同じ エ 包括的支援事業(社会保障充実分) 3-(1) 医療・介護の連携 に同じ	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
23	特定の部分に関する事	50	1	第2章 高齢者を取り巻く状況 3-(5) サービスの質の向上	高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて……解決を図りました。また、介護サービスに対する苦情相談窓口として……助言を行いました。さらに、介護サービス相談員……家族からの相談に応じました。	介護サービスに対する苦情相談窓口として……助言を行いました。さらに、介護サービス相談員……家族からの相談に応じました。また、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて……解決を図りました。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
24	特定の部分に関する事	51	1	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	全国的に高齢化が進展している中、本市においても、人口総数に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)が令和5年(2023年)9月末時点で28.7%ですが、令和8年(2026年)には29.7%、令和12年(2030年)には35.0%、さらに令和22年(2040年)には39.4%となる見込みとなっています。	全国的に高齢化が進展している中、本市においても人口総数に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は上昇傾向にあり、令和5年(2023年)9月末時点では28.7%ですが、令和8年(2026年)には29.7%、令和12年(2030年)には35.0%、さらに令和22年(2040年)には39.4%となる見込みとなっています。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
25	特定の部分に関する事	55	指標	第3章 計画の基本的な考え方 3 重点取組 重点取組1:介護予防・重度化防止の推進 指標	65歳以上の新規認定者の認定申請時年齢	65歳以上の新規認定者の認定申請時平均年齢	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
26	特定の部分に関する事	61	4	第4章 施策の展開 1 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがいづくり (2)いきがいづくりの促進 ア 社会参加・交流の促進 (ウ)ボランティア・地域活動、NPO活動への参加促進	そのため、社会福祉協議会や地域の関係団体等と連携して啓発活動に努めるとともに、ボランティア養成講座、体験プログラム等による学習機会を提供し、ボランティア団体や公益活動を行っている市民団体を紹介するなど、ボランティア活動等への関心を高め、元気な高齢者が地域の担い手としていきがいを持ちながら活躍できるような環境の整備に取り組みます。	そのため、社会福祉協議会や地域の関係団体等と連携して啓発活動に努めるとともに、ボランティア養成講座、体験プログラムなどによる学習機会を提供し、ボランティア団体や公益活動を行っている市民団体を紹介するなど、ボランティア活動などへの関心を高め、元気な高齢者が地域の担い手としていきがいを持ちながら活躍できるような環境の整備に取り組みます。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
27	特定の部分に関する事	62	1	第4章 施策の展開 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 (1)在宅生活を支える多様な支援の充実 イ 介護家族の支援	イ 介護家族の支援 在宅で要介護状態等にある高齢者を介護するためには、家族介護者が適切な介護技術を習得するとともに、その心身が健康であることが重要です。 介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続ける選択ができるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための適切な介護サービスの利用を支援します。 また、介護負担の具体的内容に沿った軽減を図ることで介護家族を支援する取組を行っています。 さらに、認知症カフェの形式で活動を行っているグループ等とも協働しながら、介護家族を支援する取組を行い	イ 家族介護者の支援 在宅で要介護状態等にある高齢者を介護するためには、家族介護者が適切な介護技術を習得するとともに、その心身が健康であることが重要です。 介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続ける選択ができるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための適切な介護サービスの利用を支援します。 また、介護負担の具体的内容に沿った軽減を図ることで家族介護者を支援する取組を行っています。 さらに、認知症カフェ(オレンジカフェ)の活動を行っているグループ等とも協働しながら、家族介護者を支援する取組	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
28	特定の部分に関する事	64	1	第4章 施策の展開 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 (2)安心して住み続けられる住まい・まちづくり ア 住まいの確保・居住環境の向上	高齢者の住まいと医療・介護等のサービスが一体的に提供される住居として、近年、サービス付き高齢者向け住宅の社会的意義が高まりつつあります。	近年、医療・介護が連携し、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の社会的意義が高まりつつあります。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
29	特定の部分に関する事	65	12	第4章 施策の展開 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 (3)見守り・支え合いの促進 ア 地域の見守り体制の整備	具体的には、宝塚市社会福祉協議会とともに、概ね自治会範囲の「地域ささえあい会議」、概ね小学校区範囲の「校区ネットワーク会議」、7つの地区・ブロック範囲の「ブロック会議」、市域全体の「セーフティネット会議」の4層からなる『宝塚市セーフティネット』を設けており、様々な主体による支え合いのまちづくりを推進します。	具体的には、概ね自治会範囲の「地域ささえあい会議」、概ね小学校区範囲の「校区ネットワーク会議」、7つの地区・ブロック範囲の「ブロック会議」「地域生活支援会議」、市域全体の「セーフティネット会議」の4層からなる『宝塚市セーフティネット』を設けて、宝塚市社会福祉協議会とともに、様々な主体による対話の場を大切にし、支え合いのまちづくりを推進します。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
30	特定の部分に関する事	66	5	第4章 施策の展開 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 (3)見守り・支え合い活動の促進 イ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	第一層(全市域)に生活支援コーディネーターを配置し、専門職向け地域福祉研修の実施や、地域で支え合う仕組みづくりと課題解決に向けた取組を推進します。	第1層(全市域)に生活支援コーディネーターを配置し、専門職向け地域福祉研修の実施や、地域で支え合う仕組みづくりと課題解決に向けた取組を推進します。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
31	特定の部分に関する事	73	16	第4章 施策の展開 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実 (2)介護サービスの基盤整備 ア 施設・居住系サービス等 ア)施設・居住系サービス	特定施設入居者生活介護については、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査の結果より、本市の介護保険の被保険者の割合が55.8%(サであること、将来推計の結果、令和8年(2026年)時点で121名の利用者の増加を見込んでいることから、第9期計画期間では2施設(200人)の整備を目標とします。	特定施設入居者生活介護については、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査の結果より、本市の介護保険の被保険者の割合が55.8%であること、将来推計の結果、令和8年(2026年)時点で121名の利用者の増加を見込んでいることから、第9期計画期間では2施設(200人)の整備を目標とします。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
32	特定の部分に関すること	82	25	第4章 施策の展開 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実 (5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (ア)要介護認定の適正化	要介護認定調査に当たっては、正確な状況把握と公平性の確保が重要であるため、認定調査員に対し、調査項目の判断基準の再確認や面接技術、特記事項の記載方法などについて、継続的な研修を行い、資質の向上を行います。	要介護認定調査に当たっては、正確な状況把握と公平性の確保が重要であるため、認定調査員に対し、調査項目の判断基準の再確認や面接技術、特記事項の記載方法などについて、継続的な研修を行い、資質の向上を図ります。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
33	特定の部分に関すること	83	4	第4章 施策の展開 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実 (5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (イ)ケアプランの点検	(5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (イ)ケアプランの点検	(5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (イ)ケアプラン等の点検 ○ケアプランの点検	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
34	特定の部分に関すること	83	20	第4章 施策の展開 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実 (5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (ウ)住宅改修等の点検	(ウ)住宅改修等の点検 住宅改修の点検については、保険者が改修工事を行うとする利用者の自宅の実態確認や工事見積書の点検、施工状況の点検などを行い、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を防止します。 福祉用具購入・貸与については、書類審査を行い、疑義がある場合は利用者等を訪問して、利用の必要性や利用状況等についての点検を行うことで、不適切又は不要な購入等を防止するとともに、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用を促進します。	○住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 住宅改修の点検については、保険者が改修工事を行うとする利用者の自宅の実態確認や工事見積書の点検、施工状況の点検などを行い、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を防止します。 福祉用具購入・貸与調査については、書類審査を行い、疑義がある場合は利用者宅等を訪問して、利用の必要性や利用状況等についての点検を行うことで、不適切又は不要な購入等を防止するとともに、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用を促進します。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
35	特定の部分に関すること	83	28	第4章 施策の展開 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実 (5)介護保険事業の円滑な運営 ウ 介護給付の適正化 (エ)医療情報との突合・縦覧点検	(エ)医療情報との突合・縦覧点検	(ウ)医療情報との突合・縦覧点検	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
36	特定の部分に関すること	87	-	第5章 介護保険料の算定 2 サービス利用者数及び給付費の見込み (1)サービス利用者数の推計	(2)サービス給付費の推計 サービスごとの介護給付費の見込みについては、現在、算定中です。	2 サービス利用者数及び給付費の見込み (1)サービス利用者数の推計 (2)第9期の介護給付費・予防給付費の推計  3 第9期の介護保険料 (1)介護保険事業費の推計 (2)保険料算定に必要な諸係数 (3)第一号保険者の保険料	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	追加。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
37	特定の部分に関する事	106		参考資料 2 介護保険サービスの種類 (1)居宅(介護予防)サービス カ 通所介護	カ 通所介護 在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。	カ 通所介護 在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れられるとともに、心身機能向上から生活行為向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
38	特定の部分に関する事	106		参考資料 2 介護保険サービスの種類 (1)居宅(介護予防)サービス キ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション	キ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション 在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。	キ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション 在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
39	特定の部分に関する事	107		参考資料 2 介護保険サービスの種類 (1)居宅(介護予防)サービス ク 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	ク 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 在宅の利用者が、施設(特別養護老人ホームなど)に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。	ク 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 在宅の利用者が、施設(特別養護老人ホームなど)に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
40	特定の部分に関する事	107		参考資料 2 介護保険サービスの種類 (1)居宅(介護予防)サービス サ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売	サ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売 貸与(レンタル)になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の7割から9割を支給するサービスです。対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品(チューブなど)、③入浴補助用具(入浴用いすなど)、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしています。	サ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売 貸与(レンタル)になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の7割から9割を支給するサービスです。対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品(チューブなど)、③入浴補助用具(入浴用いすなど)、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしています。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
41	特定の部分に関する事	108		参考資料 2 介護保険サービスの種類 (1)居宅(介護予防)サービス セ 居宅介護支援/介護予防支援	セ 居宅介護支援/介護予防支援 ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント(課題分析)を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン(居宅サービス計画・介護予防サービス計画)を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。ケアマネジメントにおいては、利用者の有する能力・環境等を評価し、解決すべき課題を分析しますが、その結果に基づくケアプランの作成においては、サービス担当者会	セ 居宅介護支援/介護予防支援 居宅介護支援は、在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス、及び必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、介護予防支援は、要支援者についてのケアマネジメントです。要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサー	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
42	特定の部分に関すること	113		参考資料 3 用語の説明 介護保険料基準額	所得段階別保険料の設定に当たって基準となる額。この基準額は、本市第8期計画における所得段階別保険料の第5段階に当たる保険料。	所得段階別保険料の設定に当たって基準となる額。この基準額は、本市第9期計画における所得段階別保険料の第5段階に当たる保険料。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
43	特定の部分に関すること	115		参考資料 3 用語の説明 サービス付き高齢者向け住宅	高齢者一人暮らし及び夫婦世帯が安心して居住できる住まいづくりを推進するため、国土交通省と厚生労働省が共同して創設した登録制度。従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化した。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせさせた仕組みの普及を図る。	高齢者一人暮らし及び夫婦世帯が安心して居住できる住まいづくりを推進するため、国土交通省と厚生労働省が共同して創設した登録制度。従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化した。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせさせた仕組みの普及を図る。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	文言修正。
44	特定の部分に関すること	119		参考資料 3 用語の説明 ヤングケアラー	-	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともある。	1 職員 2 所管課 3 その他 ( )	追加。